

令和 5 年 6 月 27 日

各研究機関事務代表者 様

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
創薬事業部

創薬支援推進事業－創薬総合支援事業（創薬ブースター）－における
安全保障貿易管理体制等の整備状況に関する報告のお願い

国際的に技術管理の重要性が高まっていることを踏まえ、当機構等の資金配分機関は「統合イノベーション戦略 2021」（令和 3 年 6 月閣議決定）において「実施する各事業の特性を踏まえつつ、必要な事業においては外国為替及び外国貿易法に基づく管理体制の構築を資金配分先に対し求めること」が求められています。

創薬ブースターは、創出された成果の実用化のため、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づき規制されている貨物の輸出及び技術を外国に提供する可能性が想定されることから、資金配分を受ける研究機関に対し、当該法律、研究機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制、対処方法等の整備を要件とすることとしました。つきましては、新規に創薬ブースターで支援を行う課題に係わる貴機関の安全保障貿易管理体制の整備状況について、下記 1）にて指定する報告様式にてご報告いただきますようお願いいたします。

なお、報告書の提出は、支援を行う機関と機構の間で締結する委託実験調査契約締結の必須事項になります。

記

- 1) 安全保障貿易管理体制の整備状況報告様式：【様式 1】及び【様式 2】のとおり
- 2) 報告期限：委託実験調査契約を締結する前まで
- 3) 報告先及び問い合わせ先：次の E-mail アドレス宛にお送りください。
id3booster@amed.go.jp
- 4) 備考：背景、経緯等は以下 URL を参照ください。
<https://www.amed.go.jp/content/000107664.pdf>

以上